

令和3年4月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和3年4月20日(火) 午前9時00分～9時40分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

#### 出席委員

1 番	富木田 好正	2 番	山下 恭生
3 番	猪熊 幸雄	5 番	梶野 和幸
7 番	山本 茂	8 番	大原 眞路(会長職務代理)
9 番	中村 康男(会長)	10 番	宮本 賢一
11 番	吉田 宏明	12 番	喜田 清己
13 番	吉田 昌治	14 番	川田 一博
15 番	原 武信	16 番	竹内 博文
17 番	三木 洋一	18 番	石井 淑雄

#### 欠席委員

4 番	三野 久米吉	6 番	木下 得代
-----	--------	-----	-------

#### 傍聴推進委員

なし

#### 農業委員会事務局出席者

事務局長	濱崎 洋介
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局次長	黒木 弘美
事務局書記	佐藤 由佳

## 議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	7件	田 畑	495 m <sup>2</sup> 16,185 m <sup>2</sup>
第2号議案	農地法第4条許可申請	3件	田 畑	1,226 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第3号議案	農地法第5条許可申請	3件	田 畑	1,404 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第4号議案	非農地証明願	1件	田 畑	347 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第6号議案	農用地利用集積計画書	23件	田 畑	32,656 m <sup>2</sup> 7,308 m <sup>2</sup>
第8号議案	農業経営改善計画認定申請	1件		
第9号議案	土地改良法第52条第8項の規定 による換地計画の同意について	1件		
報告第1号	合意解約	4件	田 畑	2,048 m <sup>2</sup> 491 m <sup>2</sup>

## 令和3年4月 農業委員会定例会 議事録

- 事務局長                   おはようございます。只今より4月の定例会を開催いたします。  
審議に入ります前に、4月1日付けの人事異動によりまして、細川前局長は生活課へ異動し、わたくし濱崎が事務局長になっております。よろしくお願ひします。
- 細川前事務局長           挨拶   （細川前局長は挨拶後に退室）
- 事務局長                   本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第9号議案まで 合計 39件で  
ございます。よろしくご審議をお願いいたします。  
本日は、農業委員18名中 16名の出席を頂いており、定例会が成立していること  
をご報告いたします。  
なお、三野委員さん、木下委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。  
それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行を  
お願いしたいと存じます。
- 会長職務代理             早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。  
本日の署名委員を 15番 原委員さんと16番 竹内委員さんのお二人にお願  
ひします。  
次に、今月の現地調査につきましては、12番 喜田委員さん、13番 吉田昌  
治委員さん、14番 川田委員さんと私で、4月19日に実施しておりますので、後  
ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。  
では、ただいまより議事に移らせていただきます。  
それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」7件を議題に供します。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局書記               それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」7件についてご説明いたします。  
1番、・・・、面積 951 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】  
本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作  
物は露地野菜で、自家消費を目的としています。  
  
2番、・・・、面積 12,796 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】  
本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作  
物はみかんで、販売を目的としています。  
  
3番、・・・、面積 14 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】  
本申請は、譲受人が不整形地の取得により譲り受けるものであります。作付予定作  
物は水稻で、販売と自家消費を目的としています。  
  
4番、・・・、面積 271 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】  
本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作  
物は果樹で、販売を目的としています。

5 番、・・・、面積 481 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は露地野菜で、販売を目的としています。

6 番、・・・、面積 1,480 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

7 番、・・・、面積 1,434 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物はみかんで、販売を目的としています。

本日の案件 7 件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」7 件のうち、5 番については猪熊委員さん、6 番 7 番については三木委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、5 番について審議を行いますので、猪熊委員さんには退室をお願いいたします。

(猪熊委員 退室)

会長職務代理

5 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

(猪熊委員 入室)

会長職務代理

次に、6 番、7 番について審議を行いますので、三木委員さんには退室をお願いいたします。

(三木委員 退室)

会長職務代理

6 番、7 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員

譲受人は歳はおいくつですか。

事務局書記

譲受人は 69 歳です。隣接農地を所有しており、一体利用されます。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

(三木委員 入室)

会長職務代理 続いて、1番から4番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 (委員による審議)  
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」7件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。  
続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」3件を議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局次長 それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。  
1番、・・・、面積51㎡ 【議案読み上げ】  
無断転用の有無 有  
転用目的 宅地拡張  
申請理由 平成7年頃に納屋を建築し、宅地の一部として利用していました。今回、その無断転用の解消をするものです。  
農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。  
周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。  
土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。  
その他 無断転用による始末書の提出があります。

2番、・・・、面積141㎡ 【議案読み上げ】  
無断転用の有無 有  
転用目的 宅地拡張  
申請理由 昭和60年頃に納屋を建築し、宅地の一部として利用していました。今回、その無断転用の解消をするものです。  
農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。  
周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。  
土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。  
その他 無断転用による始末書の提出があります。

3番、・・・、面積1,034㎡ 【議案読み上げ】  
無断転用の有無 なし  
転用目的 太陽光発電設備  
申請理由 申請地を相続したが、農業をすることもできないので、土地を活用するため、太陽光発電事業を計画しました。  
農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。  
周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認でき

る。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。  
以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」3件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」3件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することいたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」3件を議題に供します。

なお、第3号議案の2番については現地調査を実施しておりますので、

1 2番 喜田 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

喜田委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」2番の現地調査報告をさせていただきます。

2番、・・・、面積 288 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 分家住宅

申請理由 借り人は、現在賃貸住宅に居住している。子供の成長に伴い手狭となってきたので住宅建築を計画したところ、農業の手伝いや子育て等を考慮して、実家近くの祖父が所有する申請地で今回の計画に至った。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま喜田委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

2番につきましては、先ほどの喜田委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、面積 230 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 分家住宅

申請理由 借り人は、現在、隣接する祖母宅に同居しています。子供の成長に伴い手狭となってきたので住宅建築を計画したところ、申請地は、祖母の面倒も見やすい

と考えたことから、祖母等が所有する申請地で今回の計画にいたりました。

農地の区分 都市計画により、用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

3番、・・・、面積 628 m<sup>2</sup> 外1筆 合計 886 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 駐車場

申請理由 借り人は、申請地の隣りにて病院建設を請け負っている。工事を行うにあたり駐車場が不足していたため、工事現場の周辺で用地を探していたところ、病院建設期間中に駐車場への一時転用することについて、所有者と話がまとまり申請に至った。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 一時転用期間は、令和4年6月30日までを予定しています。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」3件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」3件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、13番 吉田委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

吉田委員

それでは、第4号議案「非農地証明願」の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積 347 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

申請理由 農地法施行以前から宅地として利用しているものであります。

申請理由についての証明 建築年が大正元年と記載されてある坂出市税務課発行の評価証明書があります

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。



ただいま吉田委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長

それでは、第4号議案「非農地証明願」の1番につきましては、先ほどの吉田委員さんのご説明どおりです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」1件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」23件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」23件についてご説明いたします。

今月は新規に農地の貸借をする案件が8件、更新が3件、再設定が12件で、そのうち農地機構を通じた貸借が20件となっております。

以上、農用地利用集積計画書23件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。

以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」23件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」23件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続きまして今月は農政部門の議案が2件出ております。

第8号議案、「農業経営改善計画認定申請」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

農業経営改善計画の認定申請は、今回1件提出されており、更新の申請でございます。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月の坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において書面承認を受けており、農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

申請の概要を12ページにまとめており、13ページから15ページまでが申請書

の写しとなっております。

1 番、・・・、（議案に基づき説明）

以上で説明を終わります。

会長職務代理 事務局の説明が終わりました。 第 8 号議案「農業経営改善計画認定申請」について なにかご意見・ご質問はございませんか。

各委員 (委員による審議)  
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 8 号議案「農業経営改善計画認定申請」1 件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思えます。

続きまして、第 9 号議案、「土地改良法第 5 2 条第 8 項の規定による換地計画の同意について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局次長 それでは、第 9 号議案「土地改良法第 5 2 条第 8 項の規定による換地計画の同意について」についてご説明いたします。

16 ページをお開きください。「第 9 号議案 土地改良法第 5 2 条第 8 項の規定による換地計画の同意について」です。

本件につきましては、令和 3 年 4 月 1 日付けで、打越地区土地改良事業共同施行代表者から、同共同施行が施行する「非補助農地再編整備事業打越地区」の換地計画について土地改良法第 52 条第 8 項の規定に基づき、同意の依頼がありました。これは、香川県知事への換地計画書の認可を申請するにあたり、本農業委員会の同意が必要となるため、その同意を求めるものです。

場所は、高松自動車道府中湖パーキングエリアより南へ約 500m に位置しています。

昭和 46 年に県営パイロット事業により整備された申請地は、急傾斜地で耕作条件が悪いため休耕しておりましたが、平成 27 年より、生産性と利便性等の向上を図るため、花崗土採取により平地畑に整備を行いました。

換地計画の概要につきましては、従前が関係農家数 4 軒、関係農地 12 筆、27,402.25 m<sup>2</sup> であり、換地後が関係農地 16 筆、27,621.88 m<sup>2</sup> となっております。また、換地前と換地図につきましては 17 ページと 18 ページをご覧ください。ご審議よろしく願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第 9 号議案「土地改良法第 5 2 条第 8 項の規定による換地計画の同意について」について、なにかご意見・ご質問はありますか。

梶野委員 ここは、斜面だったと思うのですが、工事後の実質の耕地面積はあまり変わらないのでしょうか。以前は斜面には耕作できなかったのであれば、今回平地になれば、全面使えて、耕地面積が増えるのでしょうか。

事務局次長 全面平地ではなく、3段の平地です。

梶野委員 以前は3段以上の段々畑だったのでしょうか。

三木委員 もともとは、ここは山です。花崗土採取を兼ねて平地畑に整備しました。

梶野委員 16ページを見ると、土地改良区の公衆用道路が4,000㎡くらいありますね。この面積も含め、以前と同じくらいの面積になっているので、以前は斜面も耕地面積だったのでしょうか。三木さんの説明を聞くと、斜面も全部耕地面積だったと思うのですが。段々畑は法面の面積が多くて、実質の耕地面積が狭いけれど、全体では広く感じる場所もあります。

事務局長補佐 この換地後の図面を見ていただくと、公衆用道路を相当とっています。換地前は細い道だったのが、使いやすくされています。

梶野委員 換地で1枚当たり全部を耕地面積で使えるようになったんですね。

会長職務代理 他になにかありませんか。

各委員 (委員による審議)  
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第9号議案「土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について」1件については、審査の結果同意することと致します。以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてです。事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは、報告第1号 合意解約についてご説明いたします。  
1番、・・・、面積327㎡ 外1筆 計491㎡【議案読み上げ】  
解約理由 耕作目的  
備考 利用権 使用貸借権の解消

2番、・・・、面積958㎡【議案読み上げ】  
解約理由 借人変更  
備考 永小作権の解消

3番、・・・、面積609㎡【議案読み上げ】  
解約理由 売買目的  
備考 永小作権の解消

4番、・・・、面積481㎡【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

本件は第1号議案 5番と関連しています。

備考 利用権 使用貸借権の解消

以上、合意解約の説明です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件について、なにかご質問はありませんか。

各委員

(委員による確認)

【なし】の声あり

会長職務代理

特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長

(事務局からの連絡事項等)

会長職務代理

それでは、これをもちまして4月の定例会を閉会致します。  
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時40分終了